松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条　この規則は、松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年松江市条例第263号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条　条例第3条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録申請書は、様式第1号によるものとする。

(登録できない印鑑)

第3条　条例第4条第2項第4号に規定する認可地縁団体印鑑として適当でないものとは、次に掲げるものとする。

(1)　外枠のないもの又は著しく欠けているもの

(2)　故意に損傷したと同様の状態のもの

(3)　文字の線を切断した状態のもの

(4)　合成樹脂プレス製等のもの

(5)　他の団体のものと誤認するおそれのあるもの

(6)　個人の印鑑として既に登録がなされているもの

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

(登録申請の審査)

第4条　条例第5条に規定する認可地縁団体印鑑登録申請の審査は、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「認可地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等により行うものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票)

第5条　条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票(様式第2号)には、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)　印鑑登録番号

(2)　印鑑登録年月日

(3)　認可地縁団体の名称

(4)　認可地縁団体の主たる事務所の所在地

(5)　認可地縁団体の認可年月日

(6)　代表者等に係る条例第2条の規定による登録資格の区分

(7)　代表者等の氏名

(8)　代表者等の生年月日

(9)　代表者等の住所

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第6条　条例第8条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第3号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第7条　条例第9条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、認可地縁団体印鑑登録原票に、登録抹消年月日及びその理由を記載し、抹消した日の順に保管するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消通知)

第8条　条例第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録を抹消した旨の通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書(様式第4号)によるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票その他関係書類の保管)

第9条　認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明等に関する書類は、厳重に保管し、事変を避けるためやむを得ない場合を除き、所定の場所以外に持ち出してはならない。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請等)

第10条　条例第10条第1項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第5号)の提出があったときは、当該認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影及び記載事項を認可地縁団体印鑑登録原票及び認可地縁団体登録台帳と照合し、相違がないことを確認した上で、同条第2項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書(様式第6号)を交付するものとする。

2　認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

3　認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合は、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨の記載をするものとする。

(押印に使用する印肉)

第11条　押印するときは、朱肉又は黒肉を使用しなければならない。

(文書の保存期間)

第12条　認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次に定めるところによる。

(1)　認可地縁団体印鑑登録原票の除票　5年

(2)　認可地縁団体印鑑登録原票の除票以外の文書　2年

(雑則)

第13条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年松江市規則第7号)、鹿島町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成14年鹿島町規則第12号)、島根町認可地縁団体印鑑条例施行規則(平成16年島根町規則第1号)、美保関町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成16年美保関町規則第10号)、八雲村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成7年八雲村規則第2号)、玉湯町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年玉湯町規則第15号)又は宍道町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成5年宍道町規則第8号)の規定により登録を受けている者に係る認可地縁団体印鑑登録原票及び認可地縁団体印鑑登録証明書については、なおその効力を有する。

附　則（平成20年10月3日松江市規則第53号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附　則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。